

県営住宅等条例及び県営特定公共賃貸住宅等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 19 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 61 号

県営住宅等条例及び県営特定公共賃貸住宅等条例の一部を改正する条例

(県営住宅等条例の一部改正)

第 1 条 県営住宅等条例(平成 9 年岩手県条例第 47 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 5 章 [略]</p> <p>第 6 章 雑則(第 50 条—<u>第 51 条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(入居者資格)</p> <p>第 5 条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令第 6 条第 1 項に定める者にあつては第 2 号から<u>第 6 号</u>まで、被災市街地復興特別措置法(平成 7 年法律第 14 号)第 21 条に規定する被災者等にあつては第 3 号から<u>第 6 号</u>まで)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第 7 条第 3 項、<u>第 11 条</u>及び附則第 8 項において同じ。)があること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 住宅の明渡し(第 32 条第 1 項第 1 号から<u>第 5 号</u>までのいずれかに該当し、かつ、同項の規定に基づく県営住宅の明渡し請求を受けたことによる当該県営住宅の明渡し又は県営特定公共賃貸住宅等条例(平成 9 年岩手県条例第 76 号)第 25 条第 1 項の規定に基づく県営特定公共賃貸住宅の明渡し請求を受けたことによる当該県営特定公共賃貸住宅の明渡しをいう。以下</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 5 章 [略]</p> <p>第 6 章 雑則(第 50 条—<u>第 53 条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(入居者資格)</p> <p>第 5 条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令第 6 条第 1 項に定める者にあつては第 2 号から<u>第 7 号</u>まで、被災市街地復興特別措置法(平成 7 年法律第 14 号)第 21 条に規定する被災者等にあつては第 3 号から<u>第 7 号</u>まで)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。<u>以下この条、第 7 条第 3 項、第 11 条第 1 項</u>及び附則第 8 項において同じ。)があること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 住宅の明渡し(第 32 条第 1 項第 1 号から<u>第 6 号</u>までのいずれかに該当し、かつ、同項の規定に基づく県営住宅の明渡し請求を受けたことによる当該県営住宅の明渡し又は県営特定公共賃貸住宅等条例(平成 9 年岩手県条例第 76 号)第 25 条第 1 項の規定に基づく県営特定公共賃貸住宅の明渡し請求を受けたことによる当該県営特定公共賃貸住宅の明渡しをいう。以下</p>

この条において同じ。)を行った者が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあつては、当該住宅の明渡しのあつた日から2年を経過し、かつ、次に掲げる債務を負っていないこと。

ア～ウ [略]

(5)・(6) [略]

(同居の承認)

第11条 [略]

(入居の承継)

第12条 [略]

(住宅の明渡し請求)

第32条 知事は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対して、県営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(4) [略]

(5) 第19条から第23条までの規定に違反したとき。

(6) [略]

2 [略]

3 入居者は、第1項第1号から第5号までのいずれかに該当することにより県営住宅の明渡し請求を受けたときは、知事が明渡しを指定した日の翌日から明渡しの日までの期間の近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で、

この条において同じ。)を行った者が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあつては、当該住宅の明渡しのあつた日から2年を経過し、かつ、次に掲げる債務を負っていないこと。

ア～ウ [略]

(5)・(6) [略]

(7) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

(同居の承認)

第11条 [略]

2 知事は、前項の入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(入居の承継)

第12条 [略]

2 知事は、前項の引き続き居住しようとする者(同居者を含む。)が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(住宅の明渡し請求)

第32条 知事は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対して、県営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(4) [略]

(5) 第11条第1項及び第19条から第23条までの規定に違反したとき。

(6) その者又はその同居者が暴力団員であるとき。

(7) [略]

2 [略]

3 入居者は、第1項第1号から第6号までのいずれかに該当することにより県営住宅の明渡し請求を受けたときは、知事が明渡しを指定した日の翌日から明渡しの日までの期間の近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で、

知事が定める額の金銭を支払わなければならない。

知事が定める額の金銭を支払わなければならない。

(許可等に関する意見聴取)

第51条 知事は、第9条の許可若しくは第11条第1項若しくは第12条第1項の承認をしようとするとき、又は現に県営住宅に入居している者（同居している者を含む。）について特に必要があると認めるときは、第5条第7号、第11条第2項、第12条第2項及び第32条第1項第6号に該当する事由の有無に関し、警察本部長の意見を聴くことができる。

(知事への意見)

第52条 警察本部長は、現に県営住宅に入居している者（同居している者を含む。）について、第32条第1項第6号に該当する事由の有無に関し、知事に対し、意見を述べることができる。

(補則)

第53条 [略]

(補則)

第51条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(県営特定公共賃貸住宅等条例の一部改正)

第2条 県営特定公共賃貸住宅等条例（平成9年岩手県条例第76号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第3章 [略] 第4章 雑則（第36条－ <u>第37条</u> ） 附則 （入居者資格） 第4条 県営特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 （1）～（3） [略]	目次 第1章～第3章 [略] 第4章 雑則（第36条－ <u>第39条</u> ） 附則 （入居者資格） 第4条 県営特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 （1）～（3） [略] <u>（4） その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6</u>

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、県営特定公共賃貸住宅に入居することができない。次の各号のいずれかに該当する者と同居しようとする場合も、同様とする。

(1) 住宅の明渡し（第25条第1項の規定に基づく県営特定公共賃貸住宅の明渡し請求を受けたことによる当該県営特定公共賃貸住宅の明渡し又は県営住宅等条例（平成9年岩手県条例第47号）第32条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当し、かつ、同項の規定に基づく県営住宅の明渡し請求を受けたことによる当該県営住宅の明渡しをいう。以下この項において同じ。）を行った者であって、当該住宅の明渡しのあった日から2年を経過していないもの又は次に掲げる債務を負っているもの

ア～ウ [略]

(2)・(3) [略]

(同居の承認)

第10条 [略]

(入居の承継)

第11条 [略]

(住宅の明渡し請求)

第25条 知事は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対して、県営特定公共賃貸住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(4) [略]

(5) 第18条から第23条までの規定に違反したとき。

号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、県営特定公共賃貸住宅に入居することができない。次の各号のいずれかに該当する者と同居しようとする場合も、同様とする。

(1) 住宅の明渡し（第25条第1項の規定に基づく県営特定公共賃貸住宅の明渡し請求を受けたことによる当該県営特定公共賃貸住宅の明渡し又は県営住宅等条例（平成9年岩手県条例第47号）第32条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当し、かつ、同項の規定に基づく県営住宅の明渡し請求を受けたことによる当該県営住宅の明渡しをいう。以下この項において同じ。）を行った者であって、当該住宅の明渡しのあった日から2年を経過していないもの又は次に掲げる債務を負っているもの

ア～ウ [略]

(2)・(3) [略]

(同居の承認)

第10条 [略]

2 知事は、前項の入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(入居の承継)

第11条 [略]

2 知事は、前項の引き続き居住しようとする者（同居者を含む。）が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(住宅の明渡し請求)

第25条 知事は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対して、県営特定公共賃貸住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(4) [略]

(5) 第10条第1項及び第18条から第23条までの規定に違反したとき。

(6) その者又はその同居者が暴力団員であるとき。

2 [略]

2 [略]

(決定等に関する意見聴取)

第37条 知事は、第9条第2項の決定若しくは第10条第1項若しくは第11条第1項の承認をしようとするとき、又は現に県営特定公共賃貸住宅に入居している者（同居している者を含む。）について特に必要があると認めるときは、第4条第1項第4号、第10条第2項、第11条第2項及び第25条第1項第6号に該当する事由の有無に関し、警察本部長の意見を聴くことができる。

(知事への意見)

第38条 警察本部長は、現に県営特定公共賃貸住宅に入居している者（同居している者を含む。）について、第25条第1項第6号に該当する事由の有無に関し、知事に対し、意見を述べることができる。

(補則)

第39条 [略]

(補則)

第37条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年11月1日から施行する。

(県営住宅等条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の県営住宅等条例（以下「改正後の住宅等条例」という。）第32条第1項第6号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の住宅等条例第9条の規定による入居を許可された者、改正後の住宅等条例第11条第1項の規定による同居の承認を得て同居する者及び改正後の住宅等条例第12条第1項の規定による入居の承継の承認を得た者について適用する。

3 施行日前に第1条の規定による改正前の県営住宅等条例（以下「改正前の住宅等条例」という。）第9条の規定による入居を許可された者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、改正後の住宅等条例第32条第1項の適用がある場合を除き、知事は、当該許可を受けた者に対して、県営住宅の明渡しの勧告をすることができる。

4 施行日前に改正前の住宅等条例第9条の規定による入居を許可された者が暴力団員と同居していることが判明したときは、改正後の住宅等条例第32条第1項の適用がある場合を除き、知事は、当該許可を受けた者に対して、当該暴力団員を退去させる措置をとることを勧告することができる。

5 知事は、前2項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者に対して、県営住宅の明渡しを請求することができる。

- 6 前3項の規定にかかわらず、施行日前に改正前の住宅等条例第9条の規定による入居の許可を受けた者又はその同居者が暴力団員である場合であって、他の入居者に著しい被害が生ずるおそれがあり、当該被害を防止するため緊急の必要があると認められるときは、知事は、当該許可を受けた者に対して、県営住宅の明渡しを請求することができる。
- 7 前2項の規定による明渡しの請求については、改正後の住宅等条例第32条第2項及び第3項の規定を準用する。
(県営特定公共賃貸住宅等条例の一部改正に伴う経過措置)
- 8 第2条の規定による改正後の県営特定公共賃貸住宅等条例(以下「改正後の特定住宅等条例」という。)第25条第1項第6号の規定は、施行日以後に改正後の特定住宅等条例第9条第2項の規定による入居の決定を受けた者、改正後の特定住宅等条例第10条第1項の規定による同居の承認を得て同居する者及び改正後の特定住宅等条例第11条第1項の規定による入居の承継の承認を得た者について適用する。
- 9 施行日前に第2条の規定による改正前の県営特定公共賃貸住宅等条例(以下「改正前の特定住宅等条例」という。)第9条第2項の規定による入居の決定を受けた者が暴力団員であることが判明したときは、改正後の特定住宅等条例第25条第1項の適用がある場合を除き、知事は、当該決定を受けた者に対して、県営特定公共賃貸住宅の明渡しの勧告をすることができる。
- 10 施行日前に改正前の特定住宅等条例第9条第2項の規定による入居の決定を受けた者が暴力団員と同居していることが判明したときは、改正後の特定住宅等条例第25条第1項の適用がある場合を除き、知事は、当該決定を受けた者に対して、当該暴力団員を退去させる措置をとることを勧告することができる。
- 11 知事は、前2項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者に対して、県営特定公共賃貸住宅の明渡しを請求することができる。
- 12 前3項の規定にかかわらず、施行日前に改正前の特定住宅等条例第9条第2項の規定による入居の決定を受けた者又はその同居者が暴力団員である場合であって、他の入居者に著しい被害が生ずるおそれがあり、当該被害を防止するため緊急の必要があると認められるときは、知事は、当該決定を受けた者に対して、県営特定公共賃貸住宅の明渡しを請求することができる。
- 13 前2項の規定による明渡しの請求については、改正後の特定住宅等条例第25条第2項の規定を準用する。